641
5.9.14

福県医発第1549号（地）
令和５年９月13日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和５年８月29日付け令和５年厚生労働省告示第253号、第254号及び第255号をもって薬価基準、掲示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年８月30日から適用（ただし、令和５年厚生労働省告示第254号の改正規定は、令和５年11月１日から適用）されたことに伴い、令和５年８月29日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

１．新医薬品の薬価収載について

（１）令和５年５月17日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬３品目、外用薬３品目）が、薬価基準の別表に第９部追補（５）として収載された。

（➢ 関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第253号
添付資料２中の薬価基準告示（参考１）
➢ 品目の概要：添付資料３）

（２）（１）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

・コレチメント錠９mg
・リトゴビ錠４mg
・リットフーロカプセル50mg
・エムパベリ皮下注1080mg
・アクトヒブ
・ルクスターナ注

（➢ 関連通知等：添付資料２中の記４）

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

２．掲示事項等告示の一部改正について

（１）医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 52 品目、注射薬９品目、外用薬１品目）について、掲示事項等告示の別表第２に収載し、掲示事項等告示の別表第３に収載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第４に収載され、経過措置品目（使用期限：令和５年３月 31 日限り）とされた。

（➢　関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 255 号
添付資料２中の記２（１）、（参考３））

※その他の改正については添付資料２をご参照ください。

以上

（添付資料）

１．官報（令和５年８月 29 日　号外第 180 号　抜粋）

・厚生労働省告示第 253 号
・厚生労働省告示第 254 号
・厚生労働省告示第 255 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和５年８月 29 日付け　保医発 0829 第６号　厚生労働省保険局医療課長）

３．新医薬品一覧表（令和５年８月 23 日　中医協総会資料（総－１－１）抜粋）

日医発第1038号（保険）
令 和 5 年 9 月 6 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和５年８月 29 日付け令和５年厚生労働省告示第 253 号、第 254 号及び第 255 号をもって薬価基準、掲示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年８月 30 日から適用されました（ただし、令和５年厚生労働省告示第 254 号の改正規定は、令和５年 11 月１日から適用）。

これを受け、令和５年８月 29 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

１．新医薬品の薬価収載について

（１）令和５年５月 17 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬３品目、外用薬３品目）が、薬価基準の別表に第９部追補(５)として収載された。

- 関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 253 号
  添付資料２中の薬価基準告示（参考 1）
- 品目の概要：添付資料３

（2）（1）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- コレチメント錠９mg
- リトゴビ錠４mg
- リットフーロカプセル 50mg
- エムパベリ皮下注 1080mg
- アクトヒブ
- ルクスターナ注

［➢　関連通知等：添付資料２中の記４］

２．掲示事項等告示の一部改正について

（1）医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 52 品目、注射薬９　品目、外用薬１　品目）について、掲示事項等告示の別表第２ に収載し、掲示事項等告示の別表第３ に収載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 4 に収載され、経過措置品目（使用期限：令和 5 年３ 月 31 日限り）とされた。

［➢　関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 255 号
添付資料２中の記２（1）、（参考３）］

※その他の改正については添付資料２をご参照ください。

（添付資料）

１．官報（令和５年８月 29 日　号外第 180 号 抜粋）

・厚生労働省告示第 253 号
・厚生労働省告示第 254 号
・厚生労働省告示第 255 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和５年８月 29 日付け 保医発 0829 第６号　厚生労働省保険局医療課長）

３．新医薬品一覧表（令和５年８月 23 日 中医協総会資料（総－1－1）抜粋）

○総務省告示第三百二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項第一号の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百三十四号（電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣　松本　剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の表左欄に掲げる無線局の種類に係る周波数の範囲は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。 無線局の種類 ／ 周波数の範囲 電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。） ／ (1) 770MHzを超え803MHz以下 ［(2)～(15)　略］ ［略］ ／ ［略］ ［注1・2　略］	［同左］ 無線局の種類 ／ 周波数の範囲 ［同左］ ／ (1) 773MHzを超え803MHz以下 ［(2)～(15)　同左］ ［同左］ ／ ［同左］ ［注1・2　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第二百五十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

第1部～第8部　（略）

第9部　追補(5)

内用薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
㊟ アロプリノール錠50mg「NIG」	50mg 1錠	10.10
（か）		
㊟ カムシア配合錠HD「NIG」	1錠	25.90
㊟ カムシア配合錠LD「NIG」	1錠	26.10
カリジノゲナーゼ錠50単位「NIG」	50単位1錠	7.80

改正前

別表

第1部～第8部　（略）

（新設）

（く）		
㊟ クラリスロマイシン錠200mg「ＮＩＧ」	200mg１錠	22.80
㊟ クラリスロマイシンドライシロップ10％小児用「ＮＩＧ」	100mg１ｇ	57.90
（こ）		
コレチメント錠９mg	９mg１錠	607.80
（た）		
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「ＮＩＧ」	0.1mg１カプセル	13.50
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「ＮＩＧ」	0.2mg１カプセル	22.90
（と）		
㊟ トリクロルメチアジド錠２mg「ＮＩＧ」	２mg１錠	6.10
（は）		
㊟ パロキセチン錠５mg「ＮＩＧ」	５mg１錠	11.20
㊟ パロキセチン錠10mg「ＮＩＧ」	10mg１錠	18.30
㊟ パロキセチン錠20mg「ＮＩＧ」	20mg１錠	32.80
パンテチン散20％「ＮＩＧ」	20％１ｇ	6.30
（ほ）		
ボグリボースＯＤ錠0.2mg「杏林」	0.2mg１錠	10.10
ボグリボースＯＤ錠0.3mg「杏林」	0.3mg１錠	10.10
（り）		
リットフーロカプセル50mg	50mg１カプセル	5,802.40
リアゴビ錠４mg	４mg１錠	10,252.50

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アクトヒブ	10μg１瓶（溶解液付）	4,941
（え）		
エムパベリ皮下注1080mg	1,080mg20mL１瓶	488,121
（お）		
オンキャスパー点滴静注用3750	3,750国際単位１瓶	230,637
（る）		
ルクスターナ注	0.5mL１瓶（希釈液２本付）	49,600,226

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第一条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	**別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬
（略）	（略）
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	（新設）

改正後	改正前
別表第九の一の三　注入器加算に規定する注射薬 別表第九に規定する注射薬のうち、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤及びペグセタコプラン製剤以外のもの	別表第九の一の三　注入器加算に規定する注射薬 別表第九に規定する注射薬のうち、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤以外のもの
別表第九の一の五　注入ポンプ加算に規定する注射薬 ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 ペグセタコプラン製剤	別表第九の一の五　注入ポンプ加算に規定する注射薬 ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤 （新設）

附　則

この告示は、令和五年八月三十日から適用する。

○厚生労働省告示第二百五十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和五年十一月一日から適用する。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表				別表			
第１部　内　用　薬				第１部　内　用　薬			
品名	規格	単位	薬価	品名	規格	単位	薬価
			円				円
（あ）～（す）　（略）				（あ）～（す）　（略）			
（せ）				（せ）			
（略）				（略）			
ゼジューラカプセル100mg		100mg１カプセル	9,316.80	ゼジューラカプセル100mg		100mg１カプセル	10,370.20
ゼジューラ錠100mg		100mg１錠	9,316.80	ゼジューラ錠100mg		100mg１錠	10,370.20
（略）				（略）			
（そ）～（ら）　（略）				（そ）～（ら）　（略）			
（り）				（り）			
（略）				（略）			
リフヌア錠45mg		45mg１錠	187.50	リフヌア錠45mg		45mg１錠	203.20
（略）				（略）			
リムパーザ錠100mg		100mg１錠	3,225.10	リムパーザ錠100mg		100mg１錠	3,492.60
リムパーザ錠150mg		150mg１錠	4,788.00	リムパーザ錠150mg		150mg１錠	5,185.10
（略）				（略）			
（る）～（わ）　（略）				（る）～（わ）　（略）			
第２部　注　射　薬				第２部　注　射　薬			
品名	規格	単位	薬価	品名	規格	単位	薬価
			円				円
（あ）～（ふ）　（略）				（あ）～（ふ）　（略）			

（イ）		
（略）		
ヘムライブラ皮下注30mg	30mg 1mL 1瓶	294,927
ヘムライブラ皮下注60mg	60mg0.4mL 1瓶	543,226
ヘムライブラ皮下注90mg	90mg0.6mL 1瓶	776,517
ヘムライブラ皮下注105mg	105mg0.7mL 1瓶	889,496
ヘムライブラ皮下注150mg	150mg 1mL 1瓶	1,217,985
（略）		
（ほ）～（わ）　（略）		
第3部～第9部　（略）		

（イ）		
（略）		
ヘムライブラ皮下注30mg	30mg 1mL 1瓶	325,524
ヘムライブラ皮下注60mg	60mg0.4mL 1瓶	599,582
ヘムライブラ皮下注90mg	90mg0.6mL 1瓶	857,075
ヘムライブラ皮下注105mg	105mg0.7mL 1瓶	981,775
ヘムライブラ皮下注150mg	150mg 1mL 1瓶	1,344,343
（略）		
（ほ）～（わ）　（略）		
第3部～第9部　（略）		

○厚生労働省告示第二百五十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年八月三十日から適用する。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI_2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻

害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤

二　（略）

別表第２

第１部～第４部　（略）

第５部　追　補　(2)

内用名	規格単位
（あ）	
㊐ アゼルニジピン錠16mg「タナベ」	16mg１錠
㊐ アムロジピン錠10mg「タナベ」	10mg１錠

害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤

二　（略）

別表第２

第１部～第４部　（略）

（新設）

局　アロプリノール錠50mg「タナベ」	50mg１錠
局　アロプリノール錠50mg「テバ」	50mg１錠
局　アロプリノール錠100mg「タナベ」	100mg１錠
（い）	
局　イルベサルタン錠50mg「共創未来」	50mg１錠
局　イルベサルタン錠100mg「共創未来」	100mg１錠
局　イルベサルタン錠200mg「共創未来」	200mg１錠
（お）	
オランザピン細粒１％「ヨシトミ」	１％１ｇ
（か）	
局　カムシア配合錠ＨＤ「武田テバ」	１錠
局　カムシア配合錠ＬＤ「武田テバ」	１錠
カリジノゲナーゼ錠50単位「テバ」	50単位１錠
局　カルベジロール錠20mg「タナベ」	20mg１錠
（く）	
局　クエチアピン錠100mg「ヨシトミ」	100mg１錠
局　クエチアピン錠200mg「ヨシトミ」	200mg１錠
局　クラリスロマイシン錠200mg「タイヨー」	200mg１錠
局　クラリスロマイシンドライシロップ10％小児用「タイヨー」	100mg１錠
局　クロピドグレル錠25mg「タナベ」	25mg１錠
局　クロピドグレル錠50mg「タナベ」	50mg１錠
局　クロピドグレル錠75mg「タナベ」	75mg１錠
（せ）	
局　セチリジン塩酸塩錠５mg「タナベ」	５mg１錠
局　セチリジン塩酸塩錠10mg「タナベ」	10mg１錠
（た）	
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「武田テバ」	0.1mg１カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「武田テバ」	0.2mg１カプセル
（と）	
ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「タナベ」	３mg１錠
ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「タナベ」	５mg１錠
ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「タナベ」	10mg１錠
局　ドネペジル塩酸塩錠３mg「タナベ」	３mg１錠
局　ドネペジル塩酸塩錠５mg「タナベ」	５mg１錠
局　ドネペジル塩酸塩錠10mg「タナベ」	10mg１錠
局　トリクロルメチアジド錠２mg「タイヨー」	２mg１錠

（は）	
局　パロキセチン錠５mg「タナベ」	５mg１錠
局　パロキセチン錠５mg「テバ」	５mg１錠
局　パロキセチン錠10mg「テバ」	10mg１錠
局　パロキセチン錠20mg「タナベ」	20mg１錠
局　パロキセチン錠20mg「テバ」	20mg１錠
パンテチン散20％「テバ」	20％１g
（ひ）	
局　ピオグリタゾン錠15mg「タナベ」	15mg１錠
局　ピオグリタゾン錠30mg「タナベ」	30mg１錠
（ふ）	
ファムシクロビル錠250mg「共創未来」	250mg１錠
局　プロピベリン塩酸塩錠20mg「タナベ」	20mg１錠
（ほ）	
ボグリボースＯＤ錠0.2mg「マイラン」	0.2mg１錠
ボグリボースＯＤ錠0.3mg「マイラン」	0.3mg１錠
（り）	
リルゾール錠50mg「タナベ」	50mg１錠
（ろ）	
局　ロサルヒド配合錠ＨＤ「テバ」	１錠
局　ロサルヒド配合錠ＬＤ「テバ」	１錠
ロスバスタチンＯＤ錠2.5mg「共創未来」	2.5mg１錠
ロスバスタチンＯＤ錠５mg「共創未来」	５mg１錠
ロスバスタチン錠2.5mg「共創未来」	2.5mg１錠
ロスバスタチン錠５mg「共創未来」	５mg１錠
ロピニロール徐放錠２mg「共創未来」	２mg１錠
ロピニロール徐放錠８mg「共創未来」	８mg１錠

注　射　薬

品　名	規格単位
（あ）	
局　アミカシン硫酸塩注射液100mg「サワイ」	100mg１管
局　アミカシン硫酸塩注射液200mg「サワイ」	200mg１管
（え）	
ＬＨ－ＲＨ注0.1mg「タナベ」	0.1mg１管
（く）	
グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／50mL「ＮＫ」	３mg50mL１袋
グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／100mL「ＮＫ」	３mg100mL１袋
局　クリンダマイシン注射液300mg「ＮＩＧ」	300mg１管
局　クリンダマイシン注射液600mg「ＮＩＧ」	600mg１管

品名	規格単位
（て） ＴＲＨ注0.5mg「タナベ」	0.5mg 1管
（ひ） ヒトＣＲＨ静注用100μg「タナベ」	100μg 1瓶（溶解液付）
（あ） アダパレンゲル0.1％「共創未来」	0.1％ 1g

○厚生労働省告示第二百五十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
3673から3676まで	（略）	（略）	（略）	なし	ラブリズマブ（エクリズマブ、ペグセタコプラン、人ハプトグロビン、J039、J045なし）	
（略）				（略）	（略）	

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
（略）						
3673から3676まで	（略）	（略）	（略）	なし	ラブリズマブ（エクリズマブ、ペグセタコプラン、人ハプトグロビン、J039、J045なし）	
（略）				（略）	（略）	

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前

別表

薬剤	番号
（略）	

改正後

別表

薬剤	番号
（略）	

保医発０８２９第６号
令和５年８月２９日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和５年厚生労働省告示第253号、令和５年厚生労働省告示第254号及び令和５年厚生労働省告示第255号をもって改正され、令和５年８月30日から適用（ただし、令和５年厚生労働省告示第254号の改正規定は、令和５年11月１日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

１　薬価基準の一部改正について

（１）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬３品目及び注射薬４品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（２）　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 15 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（３）（１)及び(２)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	７，５７２	３，５９７	２，０９９	２６	１３，２９４

（４）「薬価算定の基準について」（令和５年２月 15 日付け保医発 0215 第２号）第３章第 11 節１の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬１品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

（５）効能変更等が承認された既収載品であって、「薬価算定の基準について」（令和５年２月 15 日付け保医発 0215 第２号）第３章第５節４に規定する要件に該当する既収載品（内用薬４品目及び注射薬５品目）について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。

（６）（４)及び（５）による改定後の薬価調整後の薬価は、令和５年 11 月１日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

２　掲示事項等告示の一部改正について

（１）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 52 品目、注射薬９品目及び外用薬１品目）について、掲示事項等告示の別表第２に収載することにより、令和６年４月１日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

（２）（１)により掲示事項等告示の別表第２に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	２１４	９６	４３	０	３５３

（３）ペグセタコプラン製剤について、掲示事項等告示第 10 第１号の「療担規則第 20 条第２号ト及び療担基準第 20 条第３号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

３　特掲診療料告示の一部改正について

ペグセタコプラン製剤について、特掲診療料告示別表第９「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する

注射薬」、別表９の１の３「注入器加算に規定する注射薬」の対象外の薬剤及び別表９の１の５「注入ポンプ加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（１）　コレチメント錠９mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「「17.臨床成績」の項の内容を熟知し、メサラジン 3,600mg を対照とした国内臨床試験で非劣性が検証されていないことを十分に理解した上で、本剤投与の適否を判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（２）　リトゴビ錠４mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR2*融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR2* 融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

（３）　リットフーロカプセル 50mg

①　本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤投与開始時に、頭部全体の概ね 50%以上に脱毛が認められ、過去 6 ヵ月程度毛髪に自然再生が認められない患者に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、頭部全体に占める脱毛部位の割合及び毛髪の自然再生が認められていない期間を記載すること。

②　本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「円形脱毛症以外の脱毛症に対する適応はない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③　本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤による治療反応は、通常投与開始から 48 週までには得られる。48 週までに治療反応が得られない場合は、投与中止を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

（４）　エムパベリ皮下注 1080mg

①　本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「補体（C5）阻害剤による適切な治療を行っても、十分な効果が得られない場合に投与すること。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に、治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間を記載すること。

②　本製剤はペグセタコプラン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

（５）　アクトヒブ

本製剤は、ペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、ペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

（６）　ルクスターナ注

①　本製品の警告において、「関連学会の定める適正使用指針を遵守し、遺伝性網膜ジストロフィーに関する十分な知識及び経験を有する医師並びに網膜下（黄斑下）手術に関する十分な知識、経験及び技術を有する医師が、本品の臨床試験成績及び有害事象等の知識を十分に習得した上で、遺伝性網膜ジストロフィーの治療に係る体制が整った医療機関において、本品が適切と判断される症例についてのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、日本網膜硝子体学会の「ルクスターナ注　適正使用指針」を遵守すること。

②　本製品の効能、効果又は性能に関連する使用上の注意において、「遺伝学的検査により *RPE65* 遺伝子の両アレル性の変異が確認された患者に投与すること。」及び「適切な検査により十分な生存網膜細胞を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、以下を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

・*RPE65* 遺伝子の両アレル性の変異を確認した遺伝学的検査の実施年月日

・生存網膜細胞を確認した検査方法及び検査の実施年月日

５　関係通知の一部改正について

（１）　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）別添１第２章第６部通則２（１）中スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ　乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン

（２）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 27 年２月 23 日付け保医発 0223 第２号）の記の２の（４）を次のように改める。

（４）　メナクトラ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

（３）　「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年 11 月 15 日付

け保医発 1115 第９号）の記の４の（７）を次のように改める。

（７）　メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

（４）　「薬価基準の一部改正について」（平成４年８月 28 日付け保険発第 123 号）の記の４の（５）を次のように改める。

（５）　ニューモバックス NP シリンジ

本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」又は「ペグセタコプラン投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。

（５）　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）の一部を次のように改正する。

①　別添１第２章第２部第３節Ｃ２００（１）中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤」に改める。

②　別添３区分０１（５）イ中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤」に改める。

③　別添３別表２中「及びネモリズマブ製剤」を「、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤」に改める。

④　別添３別表３中「ネモリズマブ製剤」の次に「ペグセタコプラン製剤」を加える。

（６）　「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和５年３月３日付け 0303 第２号）を以下のとおり改正する。

①　別紙１に別添１に掲げる医薬品を、別紙２に別添２に掲げる医薬品を加え、令和５年８月 30 日から適用すること。

［別添１］

別紙1　診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和5年8月30日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬 価
内用薬	2491001F6273	カリジノゲナーゼ	５０単位１錠		カリジノゲナーゼ錠５０単位「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	7.80
内用薬	2590008N1233	タムスロシン塩酸塩	０．１ｍｇ１カプセル		タムスロシン塩酸塩カプセル０．１ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	13.50
内用薬	2590008N2230	タムスロシン塩酸塩	０．２ｍｇ１カプセル		タムスロシン塩酸塩カプセル０．２ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	22.90
内用薬	3969004F4151	ボグリボース	０．３ｍｇ１錠		ボグリボースＯＤ錠０．３ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	10.10
内用薬	2149116F1098	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局	カムシア配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	26.10
内用薬	2149116F2094	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	局	カムシア配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	25.90
内用薬	6149003F2291	クラリスロマイシン	２００ｍｇ１錠	局	クラリスロマイシン錠２００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	22.80
内用薬	1179041F3389	パロキセチン塩酸塩水和物	５ｍｇ１錠	局	パロキセチン錠５ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	11.20
内用薬	3133001B1223	パンテチン	２０％１ｇ		パンテチン散２０％「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	1179041F2390	パロキセチン塩酸塩水和物	２０ｍｇ１錠	局	パロキセチン錠２０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	32.80
内用薬	1179041F1394	パロキセチン塩酸塩水和物	１０ｍｇ１錠	局	パロキセチン錠１０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	18.30
内用薬	3969004F3155	ボグリボース	０．２ｍｇ１錠		ボグリボースＯＤ錠０．２ｍｇ「杏林」	キョーリンリメディオ	10.10
内用薬	2132003F1486	トリクロルメチアジド	２ｍｇ１錠	局	トリクロルメチアジド錠２ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	6.10

［別添２］

別紙2　診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
（加算等の算定対象とならない後発医薬品）
※令和5年8月30日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	6149003R1259	クラリスロマイシン	１００ｍｇ１ｇ	局　クラリスロマイシンドライシロップ１０％小児用「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	57.90
内用薬	3943001F2388	アロプリノール	５０ｍｇ１錠	局　アロプリノール錠５０ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	10.10

（参考１）

薬価基準告示

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「ＮＩＧ」	アロプリノール	50mg１錠	10.10
2	内用薬	局	カムシア配合錠ＨＤ「ＮＩＧ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	25.90
3	内用薬	局	カムシア配合錠ＬＤ「ＮＩＧ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠	26.10
4	内用薬		カリジノゲナーゼ錠50単位「ＮＩＧ」	カリジノゲナーゼ	50単位１錠	7.80
5	内用薬	局	クラリスロマイシン錠200mg「ＮＩＧ」	クラリスロマイシン	200mg１錠	22.80
6	内用薬	局	クラリスロマイシンドライシロップ10%小児用「ＮＩＧ」	クラリスロマイシン	100mg１ｇ	57.90
7	内用薬		コレチメント錠９mg	ブデソニド	９mg１錠	607.80
8	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「ＮＩＧ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg１カプセル	13.50
9	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「ＮＩＧ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg１カプセル	22.90
10	内用薬	局	トリクロルメチアジド錠２mg「ＮＩＧ」	トリクロルメチアジド	２mg１錠	6.10
11	内用薬	局	パロキセチン錠５mg「ＮＩＧ」	パロキセチン塩酸塩水和物	５mg１錠	11.20
12	内用薬	局	パロキセチン錠10mg「ＮＩＧ」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg１錠	18.30
13	内用薬	局	パロキセチン錠20mg「ＮＩＧ」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg１錠	32.80
14	内用薬		パンテチン散20%「ＮＩＧ」	パンテチン	20%１ｇ	6.30
15	内用薬		ボグリボースＯＤ錠0.2mg「杏林」	ボグリボース	0.2mg１錠	10.10
16	内用薬		ボグリボースＯＤ錠0.3mg「杏林」	ボグリボース	0.3mg１錠	10.10
17	内用薬		リットフーロカプセル50mg	リトレシチニブトシル酸塩	50mg１カプセル	5,802.40
18	内用薬		リトゴビ錠４mg	フチバチニブ	４mg１錠	10,252.50
19	注射薬		アクトヒブ	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	10μｇ１瓶（溶解液付）	4,941
20	注射薬		エムパベリ皮下注1080mg	ペグセタコプラン	1,080mg20mL１瓶	488,121
21	注射薬		オンキャスパー点滴静注用3750	ペグアスパルガーゼ	3,750国際単位１瓶	230,637.00
22	注射薬		ルクスターナ注	ボレチゲン　ネパルボベク	0.5mL１瓶（希釈液２本付）	49,600,226.00

（参考２）

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和５年11月１日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品　　名	規 格 単 位	現行薬価	調整後薬価
4291068M1027	ゼジューラカプセル100mg	100mg１カプセル	10,370.20	9,316.80
4291068F1028	ゼジューラ錠100mg	100mg１錠	10,370.20	9,316.80
2290001F1028	リフヌア錠45mg	45mg１錠	203.20	187.50
4291052F1027	リムパーザ錠100mg	100mg１錠	3,492.60	3,225.10
4291052F2023	リムパーザ錠150mg	150mg１錠	5,185.10	4,788.00
6343451A1025	ヘムライブラ皮下注30mg	30mg１mL１瓶	325,524	294,927
6343451A2021	ヘムライブラ皮下注60mg	60mg0.4mL１瓶	599,582	543,226
6343451A3028	ヘムライブラ皮下注90mg	90mg0.6mL１瓶	857,075	776,517
6343451A4024	ヘムライブラ皮下注105mg	105mg0.7mL１瓶	981,775	889,496
6343451A5020	ヘムライブラ皮下注150mg	150mg1mL１瓶	1,344,343	1,217,985

（参考３）

掲示事項等告示

別表第２（令和６年３月31日まで）

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	局	アゼルニジピン錠16mg「タナベ」	アゼルニジピン	16mg１錠
2	内用薬	局	アムロジピン錠10mg「タナベ」	アムロジピンベシル酸塩	10mg１錠
3	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「タナベ」	アロプリノール	50mg１錠
4	内用薬	局	アロプリノール錠50mg「テバ」	アロプリノール	50mg１錠
5	内用薬	局	アロプリノール錠100mg「タナベ」	アロプリノール	100mg１錠
6	内用薬	局	イルベサルタン錠50mg「共創未来」	イルベサルタン	50mg１錠
7	内用薬	局	イルベサルタン錠100mg「共創未来」	イルベサルタン	100mg１錠
8	内用薬	局	イルベサルタン錠200mg「共創未来」	イルベサルタン	200mg１錠
9	内用薬		オランザピン細粒１％「ヨシトミ」	オランザピン	１％１ｇ
10	内用薬	局	カムシア配合錠ＨＤ「武田テバ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠
11	内用薬	局	カムシア配合錠ＬＤ「武田テバ」	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	１錠
12	内用薬		カリジノゲナーゼ錠50単位「テバ」	カリジノゲナーゼ	50単位１錠
13	内用薬	局	カルベジロール錠20mg「タナベ」	カルベジロール	20mg１錠
14	内用薬	局	クエチアピン錠100mg「ヨシトミ」	クエチアピンフマル酸塩	100mg１錠
15	内用薬	局	クエチアピン錠200mg「ヨシトミ」	クエチアピンフマル酸塩	200mg１錠
16	内用薬	局	クラリスロマイシン錠200mg「タイヨー」	クラリスロマイシン	200mg１錠
17	内用薬	局	クラリスロマイシンドライシロップ10％小児用「タイヨー」	クラリスロマイシン	100mg１錠
18	内用薬	局	クロピドグレル錠25mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	25mg１錠
19	内用薬	局	クロピドグレル錠50mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	50mg１錠
20	内用薬	局	クロピドグレル錠75mg「タナベ」	クロピドグレル硫酸塩	75mg１錠
21	内用薬	局	セチリジン塩酸塩錠５mg「タナベ」	セチリジン塩酸塩	５mg１錠
22	内用薬	局	セチリジン塩酸塩錠10mg「タナベ」	セチリジン塩酸塩	10mg１錠
23	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「武田テバ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg１カプセル
24	内用薬		タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「武田テバ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg１カプセル
25	内用薬		ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠３mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	３mg１錠
26	内用薬		ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠５mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	５mg１錠
27	内用薬		ドネペジル塩酸塩ＯＤ錠10mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	10mg１錠
28	内用薬	局	ドネペジル塩酸塩錠３mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	３mg１錠
29	内用薬	局	ドネペジル塩酸塩錠５mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	５mg１錠
30	内用薬	局	ドネペジル塩酸塩錠10mg「タナベ」	ドネペジル塩酸塩	10mg１錠
31	内用薬	局	トリクロルメチアジド錠２mg「タイヨー」	トリクロルメチアジド	２mg１錠
32	内用薬	局	パロキセチン錠５mg「タナベ」	パロキセチン塩酸塩水和物	５mg１錠
33	内用薬	局	パロキセチン錠５mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	５mg１錠
34	内用薬	局	パロキセチン錠10mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg１錠
35	内用薬	局	パロキセチン錠20mg「タナベ」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg１錠
36	内用薬	局	パロキセチン錠20mg「テバ」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg１錠

Ｎｏ			薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬		パンテチン散20%「テバ」	パンテチン	20%１ｇ
38	内用薬	局	ピオグリタゾン錠15mg「タナベ」	ピオグリタゾン塩酸塩	15mg１錠
39	内用薬	局	ピオグリタゾン錠30mg「タナベ」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg１錠
40	内用薬		ファムシクロビル錠250mg「共創未来」	ファムシクロビル	250mg１錠
41	内用薬	局	プロピベリン塩酸塩錠20mg「タナベ」	プロピベリン塩酸塩	20mg１錠
42	内用薬		ボグリボースＯＤ錠0.2mg「マイラン」	ボグリボース	0.2mg１錠
43	内用薬		ボグリボースＯＤ錠0.3mg「マイラン」	ボグリボース	0.3mg１錠
44	内用薬		リルゾール錠50mg「タナベ」	リルゾール	50mg１錠
45	内用薬	局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「テバ」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠
46	内用薬	局	ロサルヒド配合錠ＬＤ「テバ」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	１錠
47	内用薬		ロスバスタチンＯＤ錠2.5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg１錠
48	内用薬		ロスバスタチンＯＤ錠５mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	５mg１錠
49	内用薬		ロスバスタチン錠2.5mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg１錠
50	内用薬		ロスバスタチン錠５mg「共創未来」	ロスバスタチンカルシウム	５mg１錠
51	内用薬		ロピニロール徐放錠２mg「共創未来」	ロピニロール塩酸塩	２mg１錠
52	内用薬		ロピニロール徐放錠８mg「共創未来」	ロピニロール塩酸塩	８mg１錠
53	注射薬	局	アミカシン硫酸塩注射液100mg「サワイ」	アミカシン硫酸塩	100mg１管
54	注射薬	局	アミカシン硫酸塩注射液200mg「サワイ」	アミカシン硫酸塩	200mg１管
55	注射薬		ＬＨ－ＲＨ注0.1mg「タナベ」	ゴナドレリン酢酸塩	0.1mg１管
56	注射薬		グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／50mL「ＮＫ」	グラニセトロン塩酸塩	３mg50mL１袋
57	注射薬		グラニセトロン点滴静注バッグ３mg／100mL「ＮＫ」	グラニセトロン塩酸塩	３mg100mL１袋
58	注射薬	局	クリンダマイシン注射液300mg「ＮＩＧ」	クリンダマイシンリン酸エステル	300mg１管
59	注射薬	局	クリンダマイシン注射液600mg「ＮＩＧ」	クリンダマイシンリン酸エステル	600mg１管
60	注射薬		ＴＲＨ注0.5mg「タナベ」	プロチレリン	0.5mg１管
61	注射薬		ヒトＣＲＨ静注用100μｇ「タナベ」	コルチコレリン（ヒト）	100μｇ１瓶（溶解液付）
62	外用薬		アダパレンゲル0.1%「共創未来」	アダパレン	0.1%１ｇ

（参考４：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第６部　注射 ＜通則＞ ２　生物学的製剤注射加算 （１）「通則３」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。 ア　㊐乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン イ　組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来） ウ　組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来） エ　肺炎球菌ワクチン オ　髄膜炎菌ワクチン カ　乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン キ　沈降破傷風トキソイド	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第６部　注射 ＜通則＞ ２　生物学的製剤注射加算 （１）「通則３」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。 ア　㊐乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン イ　組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来） ウ　組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来） エ　肺炎球菌ワクチン オ　髄膜炎菌ワクチン （新設） カ　沈降破傷風トキソイド

ク　㊫ガスえそウマ抗毒素 ケ　乾燥ガスえそウマ抗毒素 コ　㊫乾燥ジフテリアウマ抗毒素 サ　乾燥破傷風ウマ抗毒素 シ　㊫乾燥はぶウマ抗毒素 ス　㊫乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 セ　㊫乾燥まむしウマ抗毒素	キ　㊫ガスえそウマ抗毒素 ク　乾燥ガスえそウマ抗毒素 ケ　㊫乾燥ジフテリアウマ抗毒素 コ　乾燥破傷風ウマ抗毒素 サ　㊫乾燥はぶウマ抗毒素 シ　㊫乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 ス　㊫乾燥まむしウマ抗毒素

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 27 年２月 23 日付け保医発 0223 第２号）の記の２の（４）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）　メナクトラ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）	２　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）　メナクトラ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年 11 月 15 日付け保医発 1115 第９号）の記の４の（７）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７）　メンクアッドフィ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７）　メンクアッドフィ筋注 本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるので、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

◎「薬価基準の一部改正について」（平成４年８月 28 日付け保険発第 123 号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ニューモバックス NP シリンジ 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」、「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」又は「ペグセタコプラン投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプラン投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）又はペグセタコプランの投与が確認できる場合を除く。）。	４　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５）　ニューモバックス NP 及び同 NP シリンジ 本製剤は、「二歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防」又は「スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合」に限り保険給付の対象とするものであること。スチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用する場合は、スチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
別添１ 第２章　特掲診療料 　第２部　在宅医療 　　第３節　薬剤料 Ｃ２００　薬剤 （１）　次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI_2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス	別添１ 第２章　特掲診療料 　第２部　在宅医療 　　第３節　薬剤料 Ｃ２００　薬剤 （１）　次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI_2製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、ス

マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラ	マトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラ

ーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤 （２）～（６）　（略）	ーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤 （２）～（６）　（略）
別添３ 区分０１　調剤料 （１）～（４）　（略） （５）　注射薬 ア　（略） イ　注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続	別添３ 区分０１　調剤料 （１）～（４）　（略） （５）　注射薬 ア　（略） イ　注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続

携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ	携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、Ｈ$_2$遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマ

ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤）に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限	ブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤）に限る。 なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限

る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ　（略） （６）～(13)　（略） 別表２ ○　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンＣ製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ	る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。 ウ～オ　（略） （６）～(13)　（略） 別表２ ○　インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンＣ製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリ

ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。） ○　万年筆型注入器用注射針 ○　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のＩに規定されている特定保険医療材料 別表３	ンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。） ○　万年筆型注入器用注射針 ○　「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のＩに規定されている特定保険医療材料 別表３

インスリン製剤	インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤	ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤	遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤	乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤	遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）	乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤	性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤	性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体	ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ	ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤	顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤	インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤	インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤	ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤	抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤	グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト	グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンＣ製剤	ヒトソマトメジンＣ製剤
エタネルセプト製剤	エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤	ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤	スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン	グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン

塩酸塩配合剤	塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤	アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤	テリパラチド製剤
アドレナリン製剤	アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤	ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤	アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤	セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤	トシリズマブ製剤
メトレレプチン製剤	メトレレプチン製剤
アバタセプト製剤	アバタセプト製剤
ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤	ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ　アルファ製剤	アスホターゼ　アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤	グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤	セクキヌマブ製剤
エボロクマブ製剤	エボロクマブ製剤
ブロダルマブ製剤	ブロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤	アリロクマブ製剤
ベリムマブ製剤	ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤	イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤	ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤	エミシズマブ製剤
イカチバント製剤	イカチバント製剤
サリルマブ製剤	サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤	デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤	インスリン・グルカゴン様ペプチドー１受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤	ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒト von　Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤	ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤	メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤	オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤	テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤	サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤	ガルカネズマブ製剤
オファツムマブ製剤	オファツムマブ製剤
ボソリチド製剤	ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤	エレヌマブ製剤
アバロパラチド酢酸塩製剤	アバロパラチド酢酸塩製剤
カプラシズマブ製剤	カプラシズマブ製剤
濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤	濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤	フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤	メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤	チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤	ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤	ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤	ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤	ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤	ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤	(新設)

中医協　総－１－１
５．８．２３

新医薬品一覧表（令和5年8月30日収載予定）

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	コレチメント錠9mg	9mg1錠	フェリング・ファーマ株式会社	ブデソニド	新投与経路医薬品	607.80円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	－	内239	その他の消化器官用薬（活動期潰瘍性大腸炎（重症を除く））	2
2	リットフーロカプセル50mg	50mg1カプセル	ファイザー株式会社	リトレシチニブトシル酸塩	新有効成分含有医薬品	5,802.40円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	有用性加算（Ⅱ）A=5% 小児加算A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価（H1）	内399	他に分類されない代謝性医薬品（円形脱毛症（ただし、脱毛部位が広範囲に及ぶ難治の場合に限る））	4
3	リトゴビ錠4mg	4mg1錠	大鵬薬品工業株式会社	フチバチニブ	新有効成分含有医薬品	10,252.50円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	新薬創出等加算	内429	その他の腫瘍用薬（がん化学療法後に増悪したFGFR2融合遺伝子陽性の治癒切除不能な胆道癌）	6
4	エムパベリ皮下注1080mg	1,080mg20mL1瓶	Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社	ペグセタコプラン	新有効成分含有医薬品	488,121円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	有用性加算（Ⅱ）A=5% 新薬創出等加算	注399	他に分類されない代謝性医薬品（発作性夜間ヘモグロビン尿症）	8
5	オンキャスパー点滴静注用3750	3,750国際単位1瓶	日本セルヴィエ株式会社	ペグアスパルガーゼ	新有効成分含有医薬品	230,637円	原価計算方式	有用性加算（Ⅱ）A=5% 小児加算A=5% 新薬創出等加算 加算係数0	注429	その他の腫瘍用薬（急性リンパ性白血病、悪性リンパ腫）	10
6	アクトヒブ	10μg1瓶（溶解液付）	サノフィ株式会社	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	新有効成分含有医薬品	4,941円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	有用性加算（Ⅱ）A=5% 新薬創出等加算	注631	ワクチン類（インフルエンザ菌b型による感染症の予防）	12

	品目数	成分数
内用薬	3	3
注射薬	3	3
外用薬	0	0
計	6	6